

熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経験年数 会計年度任用職員が会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。

(2) 実務年数 会計年度任用職員が会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であつて、経験年数以外のものをいう。

2 前各号に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表第1に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の基礎号給欄の号給とする。

2 経験年数又は実務年数を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次条から第6条までの規定により、初任給基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、初任給基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(経験年数を有する者の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、当該各号に定める数を合算した数を前条第1項の規定による号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1) 1 会計年度における任用期間が12箇月からなる経験年数 4

(2) 1 会計年度における任用期間が9箇月以上12箇月未満からなる経験年数 3

(3) 1 会計年度における任用期間が6箇月以上9箇月未満からなる経験年数 2

(4) 1 会計年度における任用期間が3箇月以上6箇月未満からなる経験年数 1

2 前項に規定する経験年数は、当該フルタイム会計年度任用職員の任用年度の前4年を上限として適用することができる。

(実務年数を有する者の号給)

第5条 前条の規定は、フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、実務年数を有する者の号給について準用する。

2 前項の規定の適用を受ける者は、初任給基準表の職種区分欄に掲げる管理栄養士及び保健師の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員とする。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第6条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常勤職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第7条 条例第5条の規定により準用する一般職給与条例第16条第1項及び第3項に規定する規則で定める割合、同項に規定する規則で定める時間並びに第4項に規定する規則で定めるものについては、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第8条 条例第5条の規定により準用する一般職給与条例第17条に規定する規則で定める日及び規則で定める割合については、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第9条 条例第6条第4項の規則で定める割合は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

2 条例第6条に規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

(期末手当の支給日)

第10条 期末手当の支給日は、別表第2の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第11条 条例第11条第1項の規則で定める期日は、翌月の10日とする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第12条 条例第9条第2項及び第3項に規定する規則で定める割合は、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第13条 条例第10条第2項に規定する規則で定める割合は、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

(日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定)

第14条 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、条例第8条第4項に規定する基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の実勤務日数を在職した月数で除して得た日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、条例第8条第4項に規定する基準月額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の実勤務時間を在職した月数で除して得た時間を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第15条 条例第17条に規定する通勤に係る費用弁償の支給額は、次の各号のとおりとする。

(1) 週当たりの要勤務日数が5日以上のパートタイム会計年度任用職員(ただし、月途中で任用又は退職する場合の当該月を除く。)で交通機関を利用する者には、1箇月当たりの定期券相当額(運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法による額)を支給する。

(2) 前号以外のパートタイム会計年度任用職員で、交通機関を利用する者には、通勤に要する最も低廉となる片道運賃(運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法による額)に2を乗じたものに当該月の実勤務日数を乗じた額と前号の額とを比較し、より低廉となる額を支給する。

- (3) 交通用具を利用するパートタイム会計年度任用職員には、別表第3の交通用具の片道の使用距離に応じた日額に実勤務日数を乗じて得た額を支給する。
  - (4) 交通機関と交通用具を併用するパートタイム会計年度任用職員のうち、週当たりの要勤務日数が5日以上の場合（ただし、月の途中で任用又は退職する場合の当該月を除く。）には、第1号及び第3号に定める額の合計額を支給する。
  - (5) 交通機関と交通用具を併用するパートタイム会計年度任用職員のうち、前号以外の者には、第2号及び第3号に定める額の合計額を支給する。
- 2 前項において、1週間の要勤務日数が変動する場合においては、当該勤務月における要勤務日数を4で除して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた日数）を週当たりの要勤務日数とする。
  - 3 任用期間の途中で退職する場合は、退職日までを支給対象とする。  
(委任)

第16条 この規則の施行に関し、必要な事項は任命権者が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経験年数又は実務年数に関する特例)
- 2 会計年度任用職員が、この規則の施行日前（平成28年度から令和元年度に限る。）において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員又は法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した経験年数を有する場合には、当該年数は第2条に規定する経験年数又は実務年数とみなす。

##### 附 則（令和4年1月31日規則第1号）

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

初任給基準表

職種区分	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
事務職員	1	14	1	26
管理栄養士	1	30	1	42
診療報酬明細書等関係専門事務職員	1	30	1	42
保健師	1	30	1	42

別表第2（第10条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月20日

別表第3（第15条関係）

交通用具の片道の使用距離	日額
2km未満(支給なし)	0円
2km以上5km未満	180円
5km以上10km未満	280円
10km以上15km未満	400円
15km以上20km未満	600円
20km以上25km未満	800円
25km以上30km未満	1,000円
30km以上	1,100円